



鳥取県公報

平成15年12月12日(金)
第7544号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (741) (障害福祉課) 1
	特別保護地区の区域の指定予定 (742) (環境政策課) 1
	開発行為に関する工事の完了 (743) (都市計画課) 2
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (744) (審査課) 2
教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (31) (教育総務課) 3
公 告	ふぐ処理師試験等の実施 (食の安全推進課) 3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (2件) (管理課) 5

告 示

鳥取県告示第741号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の5 第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成15年12月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人遊歩	米子市彦名町2850 - 1	富益われもこの家	米子市富益町117 - 3	地域生活援助	平成15年12月2日

鳥取県告示第742号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第29条第1項の規定に基づき、三徳山鳥獣保護区の区域内に特別保護地区の区域を指定する予定であるので、同条第4項において準用する第28条第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成15年12月26日までに、知事に縦覧に供された案についての意見書を提出することができる。

平成15年12月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 特別保護地区の名称

三徳山鳥獣保護区特別保護地区

2 特別保護地区の区域

三徳山鳥獣保護区の区域のうち、東伯郡三朝町大字三徳字美德頭1010、1011 - 1 及び1011 - 2 の区域（文殊堂、地藏堂、鐘楼、納経堂、観音堂、不動堂、投入堂及び愛染堂の敷地を除く。）（面積55ヘクタール）

3 存続期間

平成16年4月1日から平成25年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

この区域は、三徳川の上流左岸に位置し、国宝投入堂をはじめ多数の文化財が存在している。また、県内では最も植物相が豊富な山域であり、希産種も多い。ウラジロガシを中心とする照葉樹林、ブナ林等の優れた森林環境を形成しており、当該区域を特別保護地区に指定し、もって鳥獣の保護を図ろうとするものである。

5 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧場所

鳥取県生活環境部環境政策課及び三朝町農林課

6 1 から 4 までに掲げる事項の縦覧期間

平成15年12月12日から14日間

鳥取県告示第743号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成15年12月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 開発許可の年月日及び番号

平成15年8月29日鳥取県指令都計3第328号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字富吉

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岡山県倉敷市福田町浦田2174 - 14

株式会社明星 代表取締役 岡泰子

鳥取県告示第744号

鳥取県収入証紙条例（昭和39年鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年12月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
-------	------	-----	-----	---------

平成15年12月12日	633	鳥取市里仁97 - 1	学校法人イナバ自動車学校	鳥取市里仁97 - 1
-------------	-----	-------------	--------------	-------------

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第31号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正する。

平成15年12月12日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県立学校実習助手採用候補者選考試験	略			鳥取県立学校実習助手採用候補者選考試験	略		
鳥取県立学校臨時的任用職員採用試験	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	"	"				
略				略			

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を、次のとおり実施する。

平成15年12月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

- (1) 学科試験 平成16年1月29日(木) 午前10時から正午まで
- (2) 実地試験 平成16年1月29日(木) 午後1時から

2 試験の場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所

3 受験資格を有する者

(1) ふぐ処理師試験

平成16年1月29日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号に規定する魚介類販売業(以下「魚介類販売業」という。)若しくは同条第13号に規定する魚肉ねり製品製造業(以下「魚肉ねり製品製造業」という。)又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師

4 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

- ア 衛生関係法規
- イ 公衆衛生学
- ウ 食品衛生学
- エ ふぐの処理(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

(2) ふぐ調理師試験

- ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- イ 衛生関係法規(主としてふぐの取扱等に関する条例)
- ウ ふぐの調理(毒性臓器の鑑別を含む。)

5 受験願書の受付期間

平成16年1月5日(月)から同月16日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)(必着)

6 受験願書の提出先

所轄保健所(住所地を管轄する保健所又は保健所支所をいう。以下同じ。)に提出すること。

7 受験願書の添付書類

(1) ふぐ処理師試験

- ア 戸籍抄本又は外国人登録済証明書
- イ 写真(出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル程度の正面、脱帽、上半身のもの)
- ウ 魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

(2) ふぐ調理師試験

- ア 写真(出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル程度の正面、脱帽、上半身のもの)
- イ 調理師免許証の写し

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料(実地試験に用いるふぐの代金は含まない。)は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 試験当日の携行品

(1) 学科試験

受験通知書及び筆記用具

(2) 実地試験

受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び清潔な履物

10 合格者の発表

(1) 発表日

平成16年2月16日(月)

(2) 発表方法

受験者全員に試験結果通知書を送付する。

11 その他

(1) 受験願書及び受験に必要な書類は、所轄保健所において交付する。

(2) 実地試験については、ふぐの代金(実費7,000円程度)を徴収する。

(3) 試験の詳細については、所轄保健所に問い合わせること。

(4) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定に基づき開示する。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年12月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道智頭用瀬線緊急地方道路整備工事(維持)(板井原トンネル)

(2) 工事場所 八頭郡智頭町大字市瀬

(3) 工事内容

本件工事は、八頭郡智頭町大字市瀬地内の板井原トンネルの補修及び補強を行うものである。

(4) 工事の詳細

板井原トンネル L = 337.0m

側 溝 工

管渠型側溝 L = 145.8m

トンネル補強工

P C L 版設置 L = 55.8m

防水シート工 A = 455.3m²

補 修 工

導 水 工 L = 265.3m

裏込注入工 V = 651.3m³

(5) 工 期 平成16年1月から同年3月25日まで

(6) 予定価格 93,372,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 土木工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 県内に本店を有する者にあつては、平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事業のA級に係るものを有すること。
- (4) 県外に本店を有する者にあつては、入札参加資格のうち、一般土木工事業に係るものを有すること。
- (5) 平成15年12月12日（金）から同月24日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成15年4月1日（火）から同年12月24日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。
- (8) 平成6年度以降に完成し、引渡しの完了している山岳トンネルの覆工補強工事（覆工背面の空けき処理を行うものとする。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績があること。
ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事業の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。
ア 平成6年度以降に同種工事業を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として同種工事業を施工管理した経験を有する者であること。
ただし、共同企業体の施工した同種工事業を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。
ウ 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年12月12日（金）から同月24日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。
ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年12月12日（金）から同月24日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市栞町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県八頭地方県土整備局総務課建設業係（電話番号0858 - 72 - 3853）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる監理技術者に加え、2の(9)のイに掲げる基準を満たす者を専任で配置することを求める。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年12月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 主要地方道鳥取鹿野倉吉線道路改良工事（4工区）

(2) 工事場所 東伯郡三朝町大字三朝及び同町大字横手

(3) 工事内容

本件工事は、三朝トンネル内をコンクリート舗装するものである。

(4) 工事の詳細

コンクリート舗装工

コンクリート舗装 A = 6,750m²

擦り付板 N = 2箇所

排水構造物工

円型水路 L = 443.0m

集水樹 N = 8箇所

(5) 工 期 平成16年1月から平成16年3月25日まで

(6) 予定価格 84,812,700円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 土木工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(3) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日 (合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成15年12月19日) までの間にあるものに限る。) の結果における土木工事業の総合評点が1,250点以上であること。

(5) 平成15年12月12日 (金) から同月19日 (金) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成15年4月1日 (火) から同年12月19日 (金) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している道路トンネル工事に係る6,000平方メートル以上のコンクリート舗装工事を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

(9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している道路工事に係る6,000平方メートル以上のコンクリート舗装工事 (以下「同種工事」という。) を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者又は現場代理人 (以下「技術者等」という。) として当該同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項に規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、アの(ア)及び次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 建設業法第27条第1項に規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 土木工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けてい

る者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年12月12日（金）から同月19日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年12月12日（金）から同月19日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課

日野郡日野町根雨140 - 1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

イ 提出場所

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課建設業係（電話番号0858 - 23 - 3243）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(9)のイの(ア)に掲げる基準を満たす者を専任で配置することを求める。